

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 9 日

都道府県旅行業所管課 御中

観光庁参事官（旅行振興）

新たなフェーズにおける旅行等における周知について（依頼）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、観光振興の観点からの人の移動について、本日6月19日から、県外から人の呼び込みを徐々に実施することとされております。

今後の観光振興に当たっては、国民の皆さまに感染リスクを避けながら安全に旅行していただくことが重要となります。

こうした観点から、本日、「旅行連絡会」により、旅行者視点での感染防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」が公表されました。

貴都道府県におかれましては、本エチケットについて了知いただくとともに、登録旅行者等及び旅行サービス手配業者へも周知を行っていただき、周知の徹底をお願い致します。

また、県外からの人の呼び込みを徐々に実施するに当たり、これまで以上に感染拡大防止の取組が重要となっております。引き続き、感染拡大防止ガイドラインの実践に努めていただき、安心安全の旅行環境づくりに万全を期していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○国土交通省HP

新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html#kokumin

（別添1）旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン

（別添2）新しい旅のエチケット

（参考）

業種別ガイドライン

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf